

議案第 2 号

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市武芸川老人憩いの家ほか全 8 施設の廃止等をするため、この条例を定めよ  
うとする。

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成16年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「26の項から39の項」を「29の項から40の項」に改める。

別表第1その1の表中

「

1及び2 削除		高齢者等の健康の増進及び相互の親睦を図るとともに高齢者等の福祉の向上に資するための施設の施設
3 関市武芸川老人憩いの家	関市武芸川町谷口1371番地1	
4 関市富之保老人憩いの家	関市富之保4164番地1	
5 関市中之保老人憩いの家	関市中之保4321番地3	
6 関市下之保老人憩いの家	関市下之保2906番地1	
7及び8 削除		

を

」

「

1から8まで 削除		
-----------	--	--

に

」

改める。

別表第1その2の表中

「

2から4まで 削除		
5 関市武儀高齢者創作活動作業所	関市下之保2504番地1	高齢者の匠の技術を生かし木工品を製作する

を

6 関市上之保高齢者 創作活動作業所	関市上之保 1 5 0 8 2 番地 2	ための施設
-----------------------	-------------------------	-------

2 から 6 まで 削除		
--------------	--	--

2 9 関市洞戸ほたる の里公園	関市洞戸市場 9 5 0 番 地 1	市民の交流、保健及び休 養を図るための施設
3 0 関市武芸川中川 原公園	関市武芸川町谷口 2 6 8 9 番地	
3 1 関市武芸川一色 公園	関市武芸川町宇多院 1 2 5 番地	
3 2 関市武芸川宝見 橋水辺公園	関市武芸川町八幡 1 2 5 8 番地 2 5	
3 3 関市武芸川八幡 公園	関市武芸川町八幡 8 2 8 番地 1	
3 4 関市武芸川おた しろ公園	関市武芸川町宇多院 1 3 1 4 番地 1	
3 5 関市武芸川大森 公園	関市武芸川町高野 1 2 7 番地 1	
3 6 関市富之保大洞 河川公園	関市富之保 4 0 2 1 番 地 1	
3 7 関市下之保津保 川ふれあい公園	関市下之保 2 4 6 2 番 地 1	
3 8 関市下之保多良 木公園	関市下之保 5 1 8 7 番 地 1	
3 9 関市下之保平成 自然公園	関市下之保 2 0 2 4 番 地 8	

に、

を

40 関市下之保元号 橋公園	関市下之保1993番 地1	
41 関市上之保行合 公園	関市上之保19211 番地	
42 関市上之保ふれ あいの森公園	関市上之保326番地 1	

29 関市洞戸ほたる の里公園	関市洞戸市場950番 地1	市民の交流、保健及び 休養を図るための施設
30 関市武芸川中川 原公園	関市武芸川町谷口26 89番地	
31 関市武芸川一色 公園	関市武芸川町宇多院1 25番地	
32 関市武芸川宝見 橋水辺公園	関市武芸川町八幡12 58番地25	
33 関市武芸川八幡 公園	関市武芸川町八幡82 8番地1	
34 関市富之保大洞 河川公園	関市富之保4021番 地1	
35 関市下之保津保 川ふれあい公園	関市下之保2462番 地1	
36 関市下之保多良 木公園	関市下之保5187番 地1	
37 関市下之保平成 自然公園	関市下之保2024番 地8	
38 関市下之保元号 橋公園	関市下之保1993番 地1	
39 関市上之保行合	関市上之保19211	

に

公園	番地
40 関市上之保ふれ あいの森公園	関市上之保326番地 1

」

改め、同表備考を削る。

別表第3の1の項から7の項までを次のように改める。

1から7まで 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。